

議案第11号

多可町子育てふれあいセンター条例の制定について

多可町子育てふれあいセンター条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成31年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町子育てふれあいセンター条例

平成 年 月 日

条例第 号

(設置)

第1条 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、多可町子育てふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多可町子育てふれあいセンター

位置 多可町中区岸上224番地17

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て相談に関すること。
- (2) 子育てに関する資料や情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進に関すること。
- (4) 講演会や学習会等の開催に関すること。
- (5) その他、必要と認める事業

(目的外使用)

第4条 センターを前条に規定する事業以外に使用する場合は、町長が別に定める。

(利用料)

第5条 センターの利用料は無料とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。